

政治が逃げる預貯金口座への付番

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

新型コロナ対策としての国民全員への10万円給付が、遅い、手間がかかる、間違いが多いなどと苦情が相次ぎ、与党内で番号と預貯金口座を紐づける（以下口座付番）検討が始まった。

新聞報道によると、自民・公明・維新の共同提案で、個人の申出に基づいて振込口座情報をマイナンバー付きで国に登録することの議員立法が国会に提出された。一方政府は、高市総務大臣が、『「一生ものの口座情報」を、1口座のみ、マイナンバーを付番して登録を義務付ける』内容の法案を、次期通常国会に提出すべく検討することを明言した。今後国が個人に給付する事態を想定し、国民一人一口座の付番への紐づけを義務付け化して、給付をスムーズに行おうという趣旨である。

口座付番については、導入時（民主党政権）に義務付けについて議論されたがまとまらず、3年後見直しとして先送りされ、18年1月から預金者に番号告知の義務付けることなく、任意の形で始まったが、義務付けではないのでほとんど進んでいない。一方欧米では、銀行口座と番号とは当然のこととして紐づけられており、社会保障給付や納税に使われている。これが今回新型コロナ対策として迅速

な給付が行われた理由である。

なぜわが国では口座付番が進まないのか、関係者の考えを推察してみた。

金融機関は、8億といわれている口座に付番するには莫大なコストと手間がかかるので、収益の低迷している今日やりたくはない。金融機関を監督する金融庁も、経営弱体化している金融機関に付番を押し付けることは避けたい。

税務当局は、適正・公平な課税の実現に役立つので付番の義務付けは歓迎だ。しかし自ら前面に立って口座付番を唱えようと、国民からの批判を招き逆効果になる。また、利子所得への課税は、源泉分離課税（名義を問わず利子の支払い時に源泉徴収）となっているので、税の取漏れはないという事情もある。

当事者の国民は、国（税務当局など）に自分の口座情報を知られたくないという根強い思いがある。とりわけ個人事業者は、口座残高から所得が推測できるので、付番には消極的だ。

このように、当事者・関係者に口座付番に向けての熱意は見られず、国民が敬遠している現状では、政治も乗り出さない。

そこで、原点にかえて考える必要がある。

マイナンバーは、正式名称を社会保障・税番号というように、「適正・公平な課税」と「社会保障給付・負担の公平化・効率化」を目的として導入された。したがって、口座付番の義務付けは、本来の趣旨に沿ったものといえよう。社会保障給付や負担を預貯金残高（ストック）の情報も加味して決めることができれば、「社会保障給付・負担の公平化・効率化」につながる。

つまり国や政治が、口座付番に義務付けをすれば「適正・公平な課税」と「社会保障給付・負担の公平化・効率化」が進むことを国民に説明してこなかったことが国民の消極姿勢につながっているのである。また、付番をすれば国が国民全員の口座情報を見ることができるという誤解がある。付番しても、国が

個人の口座内容を勝手に見ることができるわけではない。逆に、税務調査の必要上税務当局が個人の口座内容を見ることは、付番の有無にかかわらず可能である。誤解は正し、透明性のある運営ができるよう個人情報保護の整備も進めるなど、番号制度に対する信頼を高めることが必要だ。

最後に、口座付番を効率的に行うには、証券口座の付番をほふり（証券保管振替機構）を活用して行ったことにならって、すでに番号で預金情報の提供を求めることが認められている預金保険機構を活用すればよい。金融機関のコストがかからず一気に進めることができる。

いずれにしても、政治への信頼と、政治の強いリーダーシップが必要とされる課題だ。